



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア  
代表者名 代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸  
(コード：3773)  
問合せ先 取締役 経営管理部長 立松 克己  
(TEL. 03-5958-1031)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 26 条(取締役の責任免除)および第 34 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものがあります。

なお、定款第 26 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 26 条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする	第 26 条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>業務執行取締役等でない取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。
第 34 条 (監査役の責任免除) (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。	第 34 条 (監査役の責任免除) (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。

3. 変更の効力発生日  
平成27年6月25日

以 上